

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と大鰐町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲とそれに賛同した乙との間において、相互に役割を分担して、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、及び充実させるとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することに関する必要な事項を定めることとする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野、取組の内容及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合う政策分野、取組の内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

（ア）救急医療体制の維持及び充実

a 取組の内容

圏域の救急医療体制を確保するため、休日・夜間救急診療体制を維持するとともにその充実を図る。

b 役割分担

（a）甲の役割

甲が行う休日・夜間急患診療体制及び休日在宅医診療体制を維持する。

（b）乙の役割

甲が維持する休日・夜間急患診療体制及び休日在宅医診療体制を支援するとともに、必要に応じ経費を負担する。

イ 福祉

(ア) 子育て支援の充実

a 取組の内容

圏域の住民の子育て支援の充実を図るため、甲が行う特別保育事業の対象区域を圏域に拡大し、圏域全体として安心して子育てができる環境を整備する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

特別保育事業の対象区域を拡大し、圏域住民の利用に供する。

(b) 乙の役割

甲が行う特別保育事業を区域内の住民に周知し、積極的な活用を促進する。

ウ 産業振興

(ア) 食産業の育成

a 取組の内容

圏域の豊富な農産資源等を活用した付加価値の高い商品づくりや販路開拓に取り組む事業者を支援するための体制を整備する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

商品開発へのアドバイスや事業者のマッチング等を行う人材を確保するとともに、商品開発等に取り組む事業者の発掘や販路開拓のための取組を中心的に行う。

(b) 乙の役割

甲と連携して商品開発等に取り組む事業者の発掘や販路開拓のための取組を行う。

エ 観光振興

(ア) 広域観光商品の充実

a 取組の内容

圏域への誘客につながる広域観光商品の充実を図るため、圏域に求められる観光ニーズを調査し、及び検証するとともに、観光商品を開発する首都圏の旅行代理店等へ効果的な情報発信を行う。

b 役割分担

(a) 甲の役割

広域観光商品のニーズを調査し、及び検証し、首都圏の旅行代理店等への情報発信を行うとともに、取組に必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

甲が行う取組を連携して行うとともに、取組に必要な経費を負担する。

才 地域防災

(ア) 広域備蓄体制の整備

a 取組の内容

大規模・広域的な災害の発生時に被災住民に対して的確に対応するため、青森県と連携しながら、燃料、毛布、飲料水等の物資を備蓄する体制を整備する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

備蓄体制の在り方等について国及び青森県と調整を図りながら、その体制整備に関する施策を実施するとともに、整備に必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

甲と連携して備蓄体制の整備に関する施策を実施するとともに、整備に必要な経費を負担する。

(イ) 合同防災訓練等の実施

a 取組の内容

大規模・広域的な災害の発生時に、自治体及び関係機関が連携した対応ができるようにするため、組織間連携の確認と向上を目指した合同防災訓練を実施する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(i) 合同防災訓練の実施方法、訓練項目等について、提案し、及び検討するとともに、防災関係機関との調整を行う。

(ii) 合同防災訓練の実施について中心的に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

(i) 合同防災訓練の実施方法、訓練項目等について、提案し、及び検討する。

(ii) 甲と連携して合同防災訓練を実施するとともに、必要な経費を負担

する。

力 環境

(ア) し尿処理の広域化

a 取組の内容

汚水処理等を効率的に行うため、圏域のし尿等を一括して処理する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域のし尿等を一括処理することができる受入施設の整備に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

甲と連携して整備に関連する取組を行うとともに、必要な経費を負担する。

(2) 結びつきやネットワーク強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(ア) 圏域公共交通ネットワークの再構築及び利用促進

a 取組の内容

地域公共交通の確保及び利便性向上に向けて、圏域における地域公共交通の実情を調査し、及び検証するとともに、総合的な調整を図りながら、交通事業者と連携して、圏域の公共交通ネットワークの再構築及び利用促進に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(i) 交通事業者と共同して圏域公共交通計画を策定し、その施策の実施に中心的に取り組むとともに、圏域における公共交通の利用促進活動を実施する。

(ii) 圏域公共交通計画の策定及びその施策の実施並びに利用促進活動に関して、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

(i) 交通事業者と共同して圏域公共交通計画を策定し、その施策の実施に取り組むとともに、圏域における公共交通の利用促進活動を実施する。

(ii) 圏域公共交通計画の策定及びその施策の実施に関して、必要な経費を負担する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域市町村の職員等の交流

(ア) 圏域市町村職員の育成

a 取組の内容

圏域市町村職員の能力の向上及び連携強化を図るため、合同研修を実施する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域市町村職員が合同で実施することで効果が期待できる研修を企画し、及び実施し、圏域市町村職員の参加の機会を提供する。

(b) 乙の役割

必要に応じて職員を合同研修に参加させるとともに、必要な経費を負担する。

(事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条において規定するものほか、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該経費を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する経費の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定の規定を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を相手方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から

起算して 2 年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第 7 条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

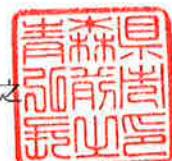
この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 10 月 12 日

甲 弘前市大字上白銀町 1 番地 1

弘前市

市長 葛西憲之



乙 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館 5 番地 3

大鰐町

町長 山田年伸

